最終更新日：2024年11月29日
株式会社FIXER
代表取締役社長 松岡　清一
問合せ先：問合せ先：取締役 磐前 豪
証券コード：5129
https://www.fixer.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「Technology to FIX your challenges.　あなたのチャレンジをテクノロジーで成就する」を企業理念として掲げており、コーポレート・ガバナンスを企業価値向上のための重要な基本機能と位置づけ、「株主」、「顧客企業」、「取引先」、「当社サービスの利用者」、「従業員」や「地域社会」等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であるために、企業価値・株主価値の最大化を図ることが使命であると認識しております。
そのため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として認識し、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令を遵守し健全で効率的な企業経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に向けた強化を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は5つの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松岡 清一	8,970,200	60.71
北村 健	1,400,000	9.47
株式会社mam	663,300	4.49
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 （特定運用金外信託　未来創生２号）	555,300	3.76
ＦＩＸＥＲ従業員持株会	268,092	1.81
山下 良久	125,200	0.85
ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	110,431	0.75
ＧＭＯクリック証券株式会社	98,200	0.66
Wing２号成長支援投資事業有限責任組	65,500	0.44
林 充孝	54,900	0.37

支配株主（親会社を除く）の有無	松岡 清一
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社mamは、当社代表取締役松岡清一の資産管理を目的とする会社であり、松岡清一により議決権の全てを所有しております。松岡清一は、当社の過半数を超える議決権を保有しているため、支配株主として記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	8 月
業種	情報･通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引は行わない方針でありますが、例外的に支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1. 機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
名古屋 聡介	弁護士						△					
竹鶴 孝太郎	他の会社の出身者								○			
小宮 義則	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名古屋 聡介	○	名古屋聡介氏とは当社社外取締役就任以前である2020年8月期に、助言業務を委託した実績がございます。 現在は、契約は既に終了しており、独立性への影響はないと判断しております。	名古屋聡介氏は、弁護士として法務全般に精通しており、当社取締役会の機能強化及び適切な監督や助言を得ることを期待できることから、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいずれの事項にも該当しておりません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
竹鶴 孝太郎	○	竹鶴孝太郎氏が所有する合同会社竹鶴商品研究所に対して、社外取締役就任以前より、マイクロソフト社のOffice365のライセンス販売を行っております。金額は僅少であり、第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。決裁手続きは「関連当事者取引管理規程」に基づき処理しており、独立性への影響はないと判断しております。	竹鶴孝太郎氏は、経営者としての豊富な知識と経験があり、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいずれの事項にも該当しておりません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
小宮 義則	○	―――	小宮義則氏は、特許庁長官などの行政機関での要職を歴任し、行政における豊富な経験と高い見識を有しており、民間企業においても多方面で活躍しております。こういった経験から、社外取締役として経営戦略や重要な意思決定における助言・監督のみならず、当社の経営体制強化につながることも期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいずれの事項にも該当しておりません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	該当なし	0	0	0	0	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

社外取締役2名、取締役1名の計3名で構成し、オブザーバーとして常勤監査役が出席しております。報酬委員会にて、取締役の報酬制度の設計、および取締役報酬額の決定を行い、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性と説明責任を強化するコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

三様監査会議を定期的（四半期に一度）に実施し、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本田 泰章	他の会社の出身者													
梅本 麻衣	弁護士													
山本 敬二郎	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

本田 泰章	○	―――	本田泰章氏は、役員経験等を有し、企業経営への知見が豊富であることからその知見を当社経営に活かし、客観的な立場から当社経営の監査を行うことを目的として社外監査役として選任しております。東京証券取引所に定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
梅本 麻衣		―――	梅本麻衣氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、東京証券取引所が定める独立性要件は満たしておりますが、所属する森・濱田松本法律事務所の方針により、独立役員として指定しないことを選択しております。
山本 敬二郎	○	―――	山本敬二郎氏は、公認会計士として会計に関する専門的知見を有するとともに、監査業務の豊富な経験を有するものであります。東京証券取引所に定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しています。また2023年8月期報酬より、業績連動型報酬等の制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2024年8月期における取締役4名に対する報酬総額は、68,765千円（うち、社外取締役2名12,000千円）であります。報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2018年8月17日開催の臨時株主総会決議により、年間500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は3名）と決議されております。取締役報酬制度ならびに個人別報酬については、取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会にて2022年7月15日に方針を決定しております。
報酬基準額は、外部専門会社が保有する上場企業を中心とした統計データを参考値に、役位および執行領域範囲に応じ設定しております。報酬構成比率は、固定報酬80%、短期インセンティブ20%で設定され、短期インセンティブの業績指標は当期純利益を用いることとしています。短期インセンティブは上限が設けられ、固定報酬と短期インセンティブを合計した報酬基準額の最大20%としております。
当社は、報酬委員会の権限が適切に行使されるよう、報酬委員会の構成につき、委員の過半数かつ委員長を社外取締役としており、当報酬制度ならびに個人別報酬についても、計3回の報酬委員会での検討を経て方針を決定しました。
なお、社外取締役は固定報酬のみの報酬構成としております。
また、監査役の報酬限度額は、2021年3月4日開催の臨時株主総会決議により、年間30百万円以内（決議日時点では監査役の員数は3名）と決議されており、各監査役の報酬については、監査役会の協議で決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社社外取締役及び社外監査役をサポートする体制として、管理部門にて取締役会資料の事前配付を行うことや、理解を深めることを目的として、適宜社外取締役及び社外監査役への情報共有の機会を設けております。また、社外取締役又は社外監査役の求めにより、監督又は監査に必要な社内情報を提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。
a.取締役会
取締役会は、取締役5名で構成されており、そのうち3名が社外取締役となっております。原則として月に1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行うことが可能な体制としております。当社の取締役会は、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の報告を行う場としても重要であると位置づけており、取締役相互の職務執行状況を監督しております。また、全ての監査役が出席することで取締役の業務執行の状況を監査できる体制としております。

b.監査役会
監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。原則として月に1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、独任機関である監査役が実効性のある監査を機動的に行うことができる体制としております。監査役会では、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議を行い、監査役相互の情報共有を図っております。これらの監査業務の実施により、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。
また、内部監査室との日常的なコミュニケーションに加え、会計監査人も含めた三様監査を重視し、定期的に三者間会合を行うことで連携し、監査機能全体の維持向上を図っております。

c.会計監査人
当社は、外部監査としては、会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の監査及び内部統制に関わる事項を含めて、適宜指導を受けております。

d.内部監査室
当社では内部監査室を設置し、代表取締役により直接任命された内部監査担当者（2名）を選任しております。内部監査室は、各事業年度において内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に対し報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

e.経営会議
経営会議は、取締役、執行役員等により構成されております。原則として月に2回の経営会議を開催し、重要な経営事項について審議・報告を行い、機動的な意思決定と情報共有に努めております。常勤社外監査役本田泰章は経営会議における意思決定プロセスの健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しております。

f. 報酬委員会
社外取締役2名、取締役1名の計3名で構成しております。また、常勤監査役1名がオブザーバーとして出席しております。年間スケジュールに沿って開催し、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性と説明責任を強化するコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

g.リスク・コンプライアンス委員会

リスク･コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、取締役会で選任された者を委員として構成されており、社外監査役及び内部監査室長は、リスク･コンプライアンス委員会の健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しております。原則最低四半期に一度リスク･コンプライアンス委員会を開催し、当社に物理的、経済的または信用上の不利益や損失を生じさせる可能性のある重要性の高いリスクを洗い出したうえで具体的な対応策を検討し、企業活動における法令順守に係る取り組みの推進を行うほか、法令･諸規則等に対する違反またはそのおそれがある事実が生じた場合において速やかに再発防止策を講じることとしております。

h. 情報セキュリティ委員会
情報セキュリティ委員会は、トップマネジメントから任命された情報セキュリティ管理者の責任者の下、情報セキュリティ推進者と各領域から選任された者及び常勤監査役で構成されております。原則として月に1回の情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティポリシーの遵守状況及び情報資産の取扱いについて、定期的に点検協議しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は事業内容及び会社規模に鑑み、下記掲載の模式図の記載の通り、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会では経営に関する社外取締役からの意見も取り入れながら、活発な議論が行われており、取締役相互に監視機能の発揮がなされております。監査役会を構成する各監査役3名は、全て社外監査役であり、監査体制の強化を行っております。また、それぞれの専門性を活かしながら取締役の職務執行に対し厳正な監査を行っており、内部監査担当者及び会計監査人とも情報の共有と連携を行うよう努めております。これらの各機関が相互に連携･牽制を行うことで、コーポレート･ガバナンスの実効性を確保することが可能になると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現状株主総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、集中日を回避し実施しております（当社は決算月が8月であることから、集中日の回避が容易となっております）。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	現在は海外投資家の保有比率が低い事から招集通知の英文対応を実施しておりません。今後は海外投資家の比率に応じて、外国語対応の要否を検討してまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページ内にIRページを開設し、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催を検討しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表ごとに実施をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	自社の株主における海外投資家の比率に応じて、外国語対応の要否を検討していきたいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRページを開設し有価証券報告書、適時開示書類及びIRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部門配下の経営企画領域にて、IR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス行動規範」として規定し、役職員に対して公開することにより周知徹底をしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「適時開示規程」として定め、株主や投資家をはじめとするステークホルダーに対して必要な企業情報を適時適切に開示することを重要な経営課題と位置付けております。東京証券取引所に定める適時開示規則等の関連法令・諸規則に則り、迅速な情報開示を行う体制を構築しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2020年11月16日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定する。
(2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役及び使用人に教育行う。
(3) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、役員会議等に報告する。
(4) 法令遵守に関し疑義がある行為について、取締役及び使用人が直接通報を行う手段を確保する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い保存、管理を行う。
(2) 取締役及び監査役が必要に応じて当該情報を知り得る体制を確保する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
(2) 新たに発生したリスクについては、担当部署にて規程を制定し、取締役会に諮るものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人の職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
(2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
(3) 取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は補助使用人を設置することができるものとする。
(2) 補助使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は監査役と協議の上定めるものとする。
(3) 内部監査室並びに管理部は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助する。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
(1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
①会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
②会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
③その他当社規程への違反で重大なもの
(2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを保障する。
(3) 内部監査実施状況、法令・諸規則等に対する違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
(2) 監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行う。

h. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

i. 財務報告の信頼性確保のための体制
(1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
(2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
(1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関りを持たない。
(2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士、警察等の外部専門家と連携をとり、毅然とした姿勢で対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、当社における基本方針・基準として、「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」を定めるとともに、「企業倫理規程」においても反社会的勢力との関係に対して「会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取る。」と定めております。
排除、防止体制としては、新規取引先に対して外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前に信用調査を行っております。継続取引先についても、毎年決算時に定期調査を行い、取引排除措置を継続的に維持できるように努めております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。
以上が当社における排除、防止体制となりますが、今後は所管警察署との相談窓口との関係の強化や社内体制の強化に引き続き務めていく所存です。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

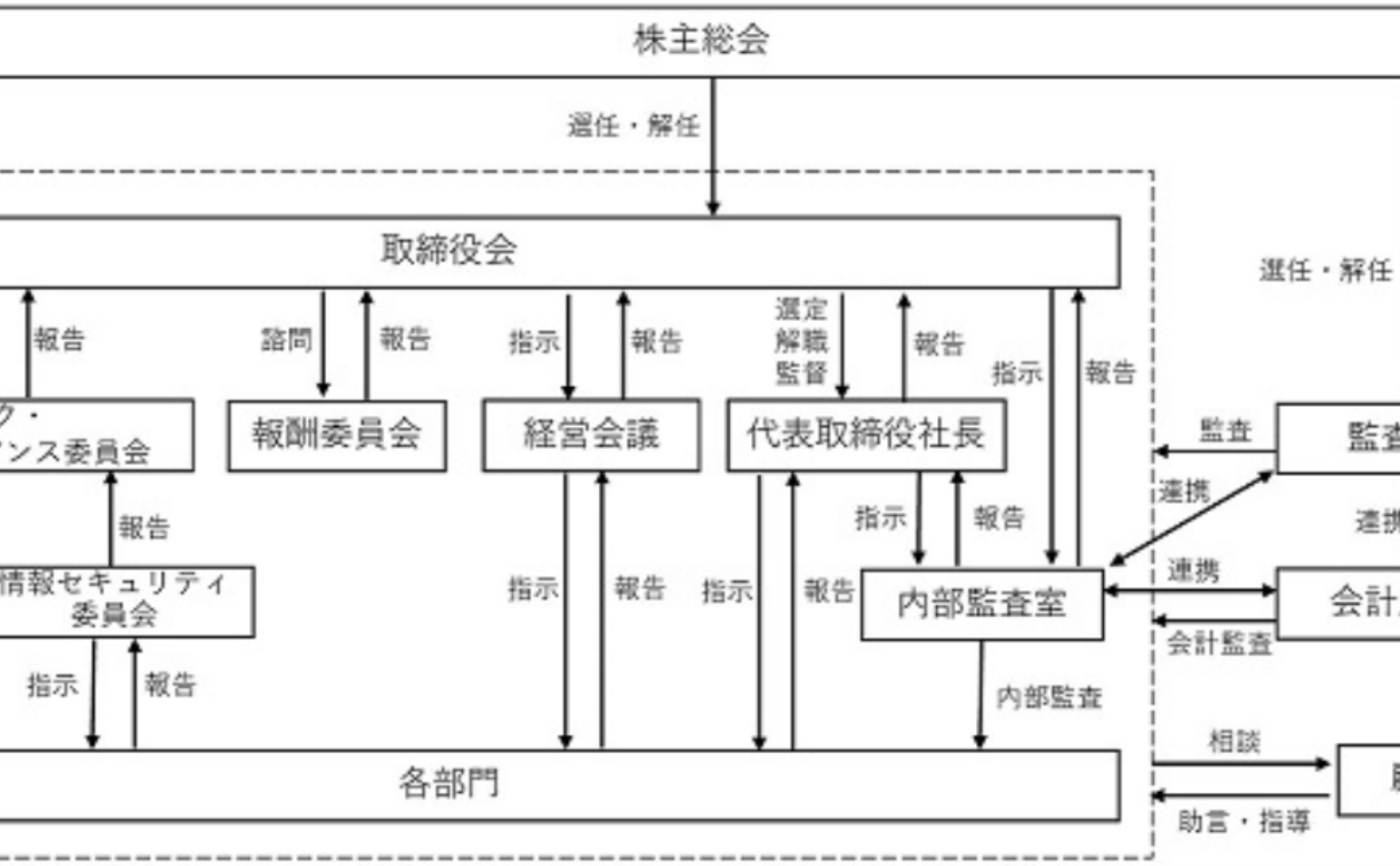

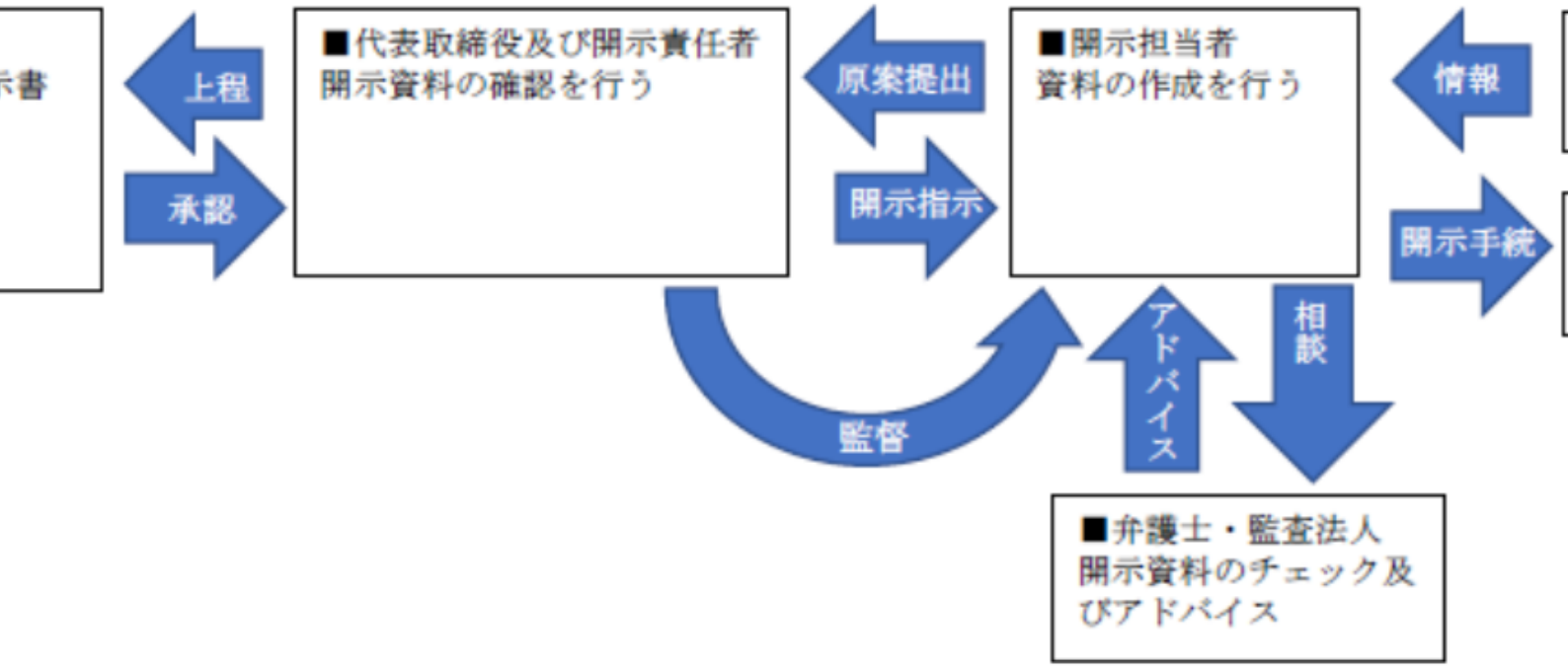

決算情報及び業績予想及び配当予想)

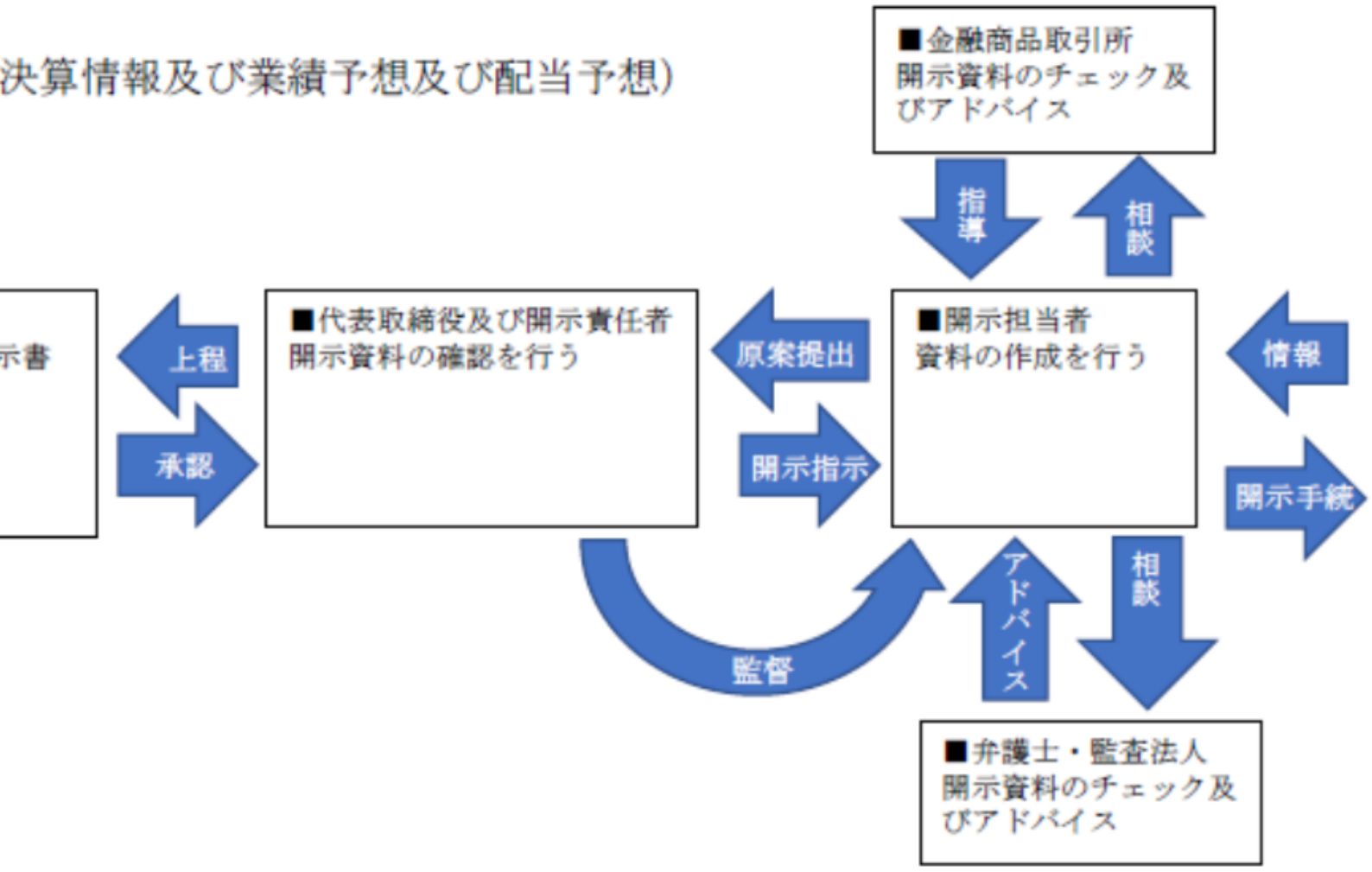

実等)

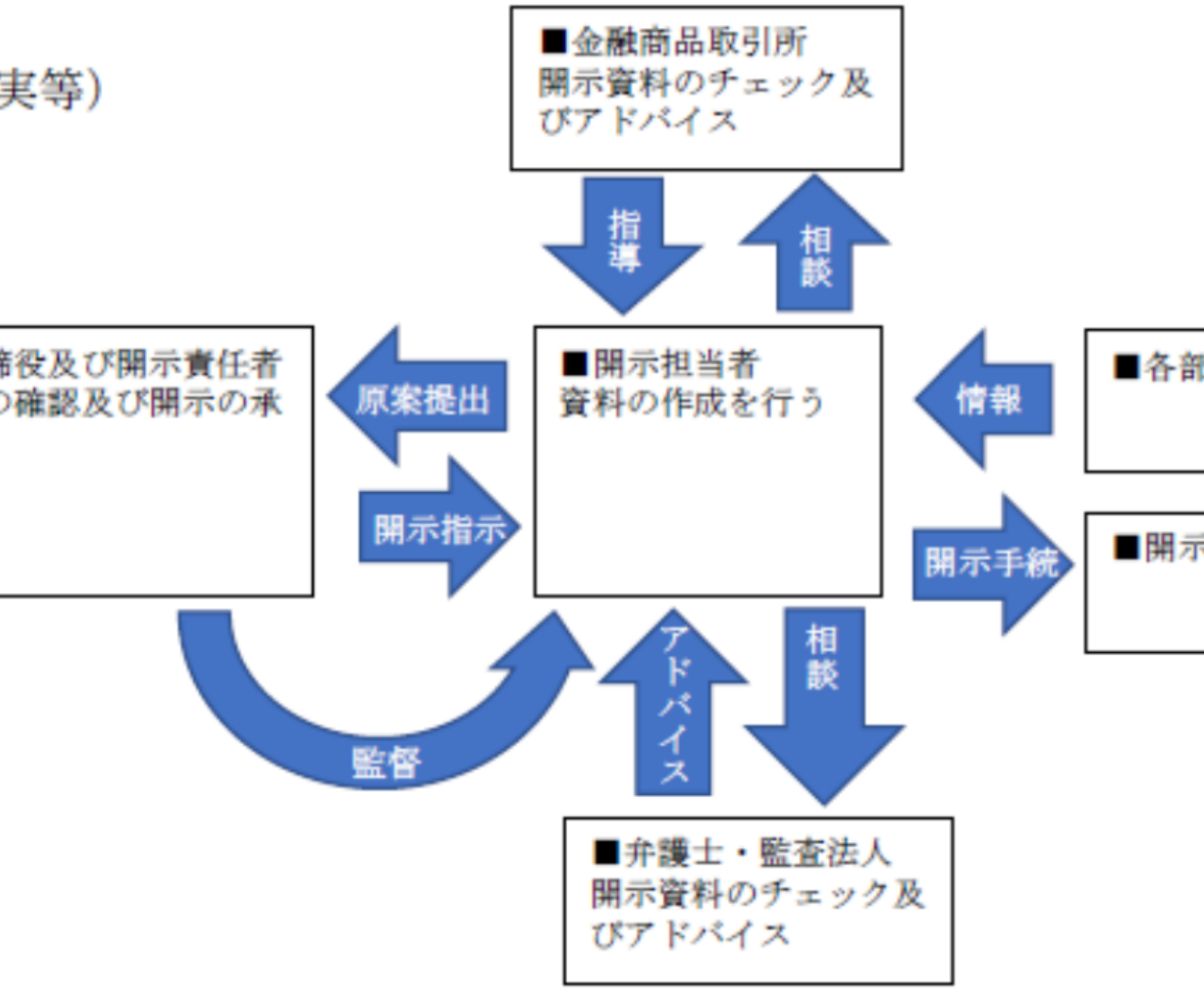
■金融商品取引所
開示資料のチェック及びアドバイス
指導
相談
締役及び開示責任者の確認及び開示の承
原案提出
開示指示
■開示担当者
資料の作成を行う
情報
■各部
開示手続
■開示
監督
アドバイス
相談
■弁護士・監査法人
開示資料のチェック及びアドバイス

示

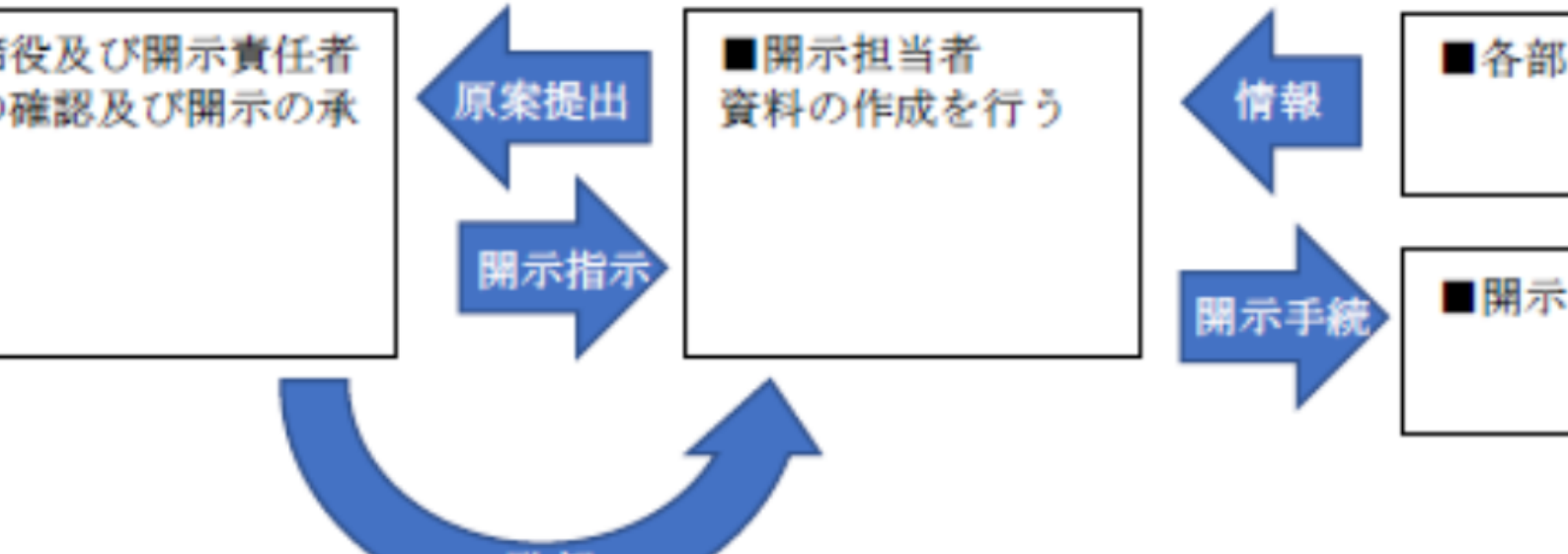
締役及び開示責任者の確認及び開示の承
原案提出
開示指示
■開示担当者
資料の作成を行う
情報
■各部
開示手続
■開示